

「湖南省地域自然エネルギー基本条例」について

湖南省では、地域の自然エネルギーは、地域固有の資源であると同時に地域経済の活性化につながるものであるとの認識を持ち、その活用に関する基本理念を明らかにするため、「湖南省地域自然エネルギー基本条例」を制定した。

湖南省市民環境部地域エネルギー課

1. 条例制定に至った背景と経緯

(1) 条例制定の背景

① 緑の分権改革の取り組み

湖南省では、平成23年度総務省の「緑の分権改革」実証調査事業の中で、地域にあるもの（人、資金、食料、エネルギー、歴史、文化など）を活かした地域循環システムの構築に取り組んできました。

「緑の分権改革」は、総務省が平成21年度からスタートした事業で、都市部に集中する社会構造を地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を図るというものです。

「緑の分権改革」に取り組む背景となった地域の課題につきましては、平成9年に市民共同発電所が設置されたという環境における先駆的な取り組みや、障害者自立支援法のモデルとなった発達支援システムの構築など先進的な障がい者福祉政策がありながら、これらを活かした地域経済、産業の活性化などに至っていないということがあります。

このことを地域の担い手自身が気づき、地域の資源を活かしていくための人材育成、仕組みづくりに取り組むこととなりました。

具体的な取り組みには、平成23年度に組織された「こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会」に取り組んでいただきました。この

協議会はまちづくり協議会や農事組合法人、観光協会、商工会、工業会、社会福祉協議会、NPO法人、学識経験者など多様な団体に参画いただいております。市役所の職員は各部署における次長級の職員が協議会の参与として関わらせていただき、市民団体として主体的に事業を実施していただいております。

この協議会が、福祉、観光・特産品、エネルギーをキーワードとし、3つのプロジェクトを軸に緑の分権改革実証調査に取り組んできました。

ア・アール・ブリュット福祉ツーリズムプロジェクト

アール・ブリュットとは、加工されていない生（き）の芸術というフランス語です。

平成22年3月にフランス・パリ市のアール・サン・ピエール美術館で開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」では、滋賀県をはじめ、日本の障がいがある人たちははじめとする絵画や陶芸作品など約800点が展示、湖南省からも5名の作家が展示されました。市内にはアトリエ制作現場が多数あります。

「福祉ツーリズム」として、市内の施設を活用し、障がいのある方たちを含む、世界一流のアール・ブリュット作品の展示会を実施いたしました。また、市内の観光資源（自然・歴史・文化遺産）と連携を図り、観光客を誘

致するとともに、地元の子どもたちや大学生とのキャンドル作り体験交流イベントを実施し、環境・福祉教育の推進を図りました。福祉施設見学会へは、全国からお越しをいただき、市内の福祉資源、発達支援システムを見学いただきアンケート調査を実施し、良い評価をいただきました。

平成24年度以降もオール・ブリュット展覧会や、福祉ツーリズム事業を実施し、障がいのある方たちを含む「さりげない支え合いのまちづくり」に取り組んでいきます。

イ・コミュニティ・ルネッサンスプロジェクト
本市の総合計画のキーワードであります「あるものさがし」・「あるものいかし」の視点で、市内に伝承される農産品を活用し、特産品の開発に取り組んでいただきました。開発された特産品は市観光協会が運営する物産取扱店「こなんマルシェ」で販売され好評を得ています。

ウ・コナン市民共同発電所プロジェクト
平成9年に近畿で最初に民間で市民共同発電所「てんとうむし1号」が、設置されたという先駆的な取り組みがありました。こういった取り組みを活かし、昨年度の緑の分権改革実証調査で、市民共同発電所を仮定して、市内3箇所に太陽光パネルを設置し、啓発してきました。

売電した収益を原資とし、こなんマルシェ

や市内の福祉施設で使用できる「地域循環商品券」を発行し、循環システムの構築の実証実験を実施しました。

エ・緑の分権改革フォーラム

平成24年2月25日には「緑の分権改革フォーラム」を実施し、元総務大臣の原口一博衆議院議員に「地域資源を活用しながらオンリーワンのまちづくりを」エネルギーの地産地消推進による域内循環型経済活性化について」のテーマで講演いただきました。

緑の分権改革フォーラムで示された「持続可能な地域循環の取り組みが必要である」という方向性に沿って、新しい公共の担い手としてこなん支え合いプロジェクト推進協議会は今年度以降継続的な活動をスタートさせています。

②新しい公共の担い手

平成24年5月には、こなん支え合いプロジェクト推進協議会が市と、地域および経済的持続的発展に資するよう緊密に連携し協力することを目的として、包括的連携協定を締結いたしました。

連携事項は次のとおりです。

(連携事項)

・自然エネルギー等を活用したまちづくりに関すること。

・オール・ブリュット等の資源を活用した

地域福祉に関すること。

・地域産業を活かした地域のブランドづくりに関すること。

・地域資源の活用による域内循環に関すること。

・観光や文化の振興、交流に関すること。

・地域主権と新しい公共、環境に配慮したまちづくりに関すること。

・その他、上記に関連した、地域活性化に資する取り組みに関すること。

③緑の分権改革取り組み図

この取り組み図は3つのプロジェクトがどのように連携しているかを示しています。

住民、企業が出資して設置した市民共同発電所は、特産品販売施設、福祉施設から発電スペースの提供を受け、太陽光パネルを設置します。

特産品販売施設では市民共同発電所からエネルギーの供給を受けます。オール・ブリュット作品を展示、特産品パッケージデザインの提供を受けます。

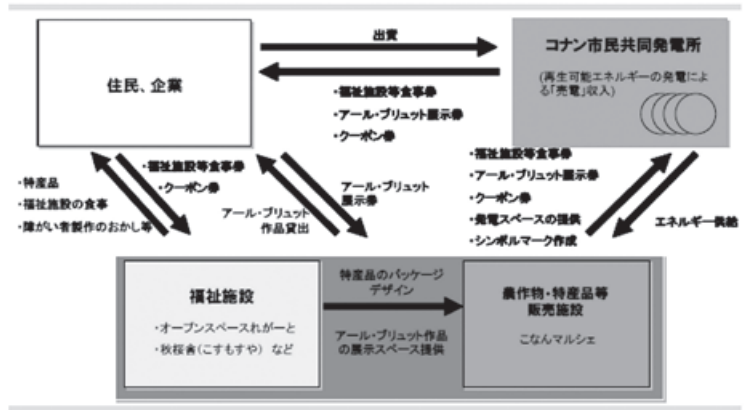
福祉施設も市民共同発電所からエネルギーの供給を受けます。

市民共同発電所が売電収入により特産品や福祉サービスを地域循環商品券で発行し、出資者に交付するというスキームになっています。

特集

再生可能エネルギーと自治体の取り組み

緑の分権改革取り組み



④ エネルギーフォーラム・エネルギーシンポジウムでの提言

平成24年6月3日には、「再生可能エネルギー地域フォーラム in 湖南」自然エネルギーは地域のもの」を開催いたしました。フォーラムでは再生可能エネルギーを地域としてどのように政策・制度的にとらえるのか、その担い手はどうするのか、資金をどのようにして集めていくのか、といったテーマについて、講演と分科会を通じて考えました。

平成24年6月6日には、JST（独立行政法人 科学技術振興機構）が主催、総務省が共催の「自然エネルギーは地域のもの」として地域からエネルギーの未来を創る緊急シンポジウムが開催されました。会場では、谷畑湖南市長が地域主体で取り組む自然エネルギー利用について、事例発表をさせていただきました。

シンポジウムでは、地域による地域のためのエネルギー政策実現に向けた取り組み、また、自然エネルギー資源の活用において、地域に根ざした自然エネルギーの活用のための理念、原則及び基本的条件を定めた条例等が必要であるとの提言もありました。

⑤ 地域自然エネルギー基本条例の制定へ

緑の分権改革事業に全庁的に取り組み、地域が主体となった取り組みを進めるなか、自然エネルギーに関しては、地域における自然エネルギー資源の活用について、地域固有の資源であり、地域に根ざした主体が地域の発展に資するように活用するために、一定のルールを定めたものが必要ということから、湖南市で地域自然エネルギー基本条例を制定する運びとなりました。

(2) 条例制定の趣旨

地域の自然エネルギーは、地域固有の資源

であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展が必要であると考えます。自然エネルギーは地域のものとして、地域の自然エネルギーの活用に関する基本理念を明らかにするため、「湖南市地域自然エネルギー基本条例」を制定いたしました。

(3) 条例制定までの経緯

① 庁内会議とパブリックコメント等

平成24年4月に市の機構改革により市民環境部に地域エネルギー課が発足し、龍谷大学堀尾教授にご教示いただきながら、条例案を作成していきました。市総合政策会議への付議、市議会全員協議会への概要説明、法規審査会、環境審議会で見解の聴取、パブリックコメント、滋賀県議会温暖化・エネルギー対策特別委員会での報告等を実施いたしました。パブリックコメントへの意見はありませんでした。

② 市民連続講座とエネルギーフォーラムの開催

自然エネルギーに関して、次のとおり市民連続講座やフォーラム等を開催し、啓発してきました。

5月17日 「自然エネルギーと地域経済について」

講師 中川 修治 氏（NPO法人 市

民ソーラー宮崎)

6月3日 「再生可能エネルギー地域フォーラム in 湖南」自然エネルギーは地域のもの」を開催

6月6日 JST主催・総務省共催緊急シンポジウム「自然エネルギーは地域のもの」で谷畑市長が「湖南市の取り組みと再生可能エネルギーに関する条例づくり」を発表

6月18日 「環境と未来へつながるお金の使い方」信託を使った市民出資・共同発電所

講師 杉谷 孝治 氏(トランスバリュール信託株式会社)

9月1日 「地域・市民による太陽光・風力の最大活用」

講師 中川 修治 氏(NPO法人市民ソーラー宮崎)

齊藤 純夫氏(ウィンドコネクト株式会社)

10月21日 「地域・市民による小水力の最大活用」

講師 島谷 幸宏 氏(九州大学大学院工学研究院)

11月25日 北九州スマートコミュニティ(地域エネルギーシステム)事例勉強会

講師 大庭 茂樹 氏(北九州市環境局環境未来都市推進室)

関 宣昭 氏(東田エコクラブN

PO法人里山を考える会)

12月8日 小水力発電実験 in 広野川

1月8日 「自然エネルギーと地域経済」再生エネ法で生み出される地域の新たな富」について

講師 中川 修治 氏(NPO法人市民ソーラー宮崎)

このように、地域での自然エネルギーの活用について「自然エネルギーは地域のもの」をテーマに市民連続講座を開催し、市民への周知・啓発をし、地域が主体となった取り組みについて、学習してきました。

平成24年9月湖南市議会定例会へ「湖南市地域自然エネルギー基本条例」を上程し、全員賛成で可決いただきました。

2. 条例内容・設計の解説

本条例は、「前文」、「目的」、「定義」、「基本理念」、「市、事業者、市民の役割」、「連携の推進等、学習の推進及び普及啓発」から構成されています。

(1) 目的(第1条)

本条例の目的ですが、「この条例は、地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに

に、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。」としています。

自然エネルギーの活用について、市、事業者、市民の役割を明らかにし、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域が主体となつて取り組みを行うことにより、地域社会が持続的な発展に資するよう、自然エネルギーの活用に対する基本理念を定めています。

(2) 定義(第2条)

この条例における、「自然エネルギー」の定義を定めており、地域の資源として存在する再生可能エネルギーの利用形態をいいます。

再生可能エネルギーとは、法律(※)で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

(※) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー

原料の有効な利用の促進に関する法律

(3) 基本理念 (第3条)

第3条では基本理念を定めています。

(1) 市、事業者及び市民は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。

(2) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図るものとする。

(3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用するものとする。

(4) 地域に存在する自然エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

地域に存在する自然エネルギーは地域固有の資源です。その活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に配慮するものと定めています。

(4) 市、事業者、市民の役割 (第4条～6条)

第4条では、市の役割を定めています。「市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事

業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。」としています。

市は、基本理念を実現するため、積極的に人材や組織等を育成し、地域が主体となった自然エネルギーを活用する取り組みを支援していきます。支援等とは、財政的な支援ではなく、自然エネルギーの活用において必要となる制度等の構築や、研修等の支援を行います。

第5条では、事業者の役割を定めています。「事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。」としています。

自然エネルギーを活用している法人・団体等の事業者は、地域に存在する自然エネルギーは地域の資源であることを認識し、基本理念に沿って地域の発展に資するよう効率良くエネルギーを生産し、その活用に努めるものとすると定めています。

第6条では、市民の役割を定めています。「市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努めるものとする。」

2 市民は、その日常生活において、自然エネルギーの活用に努めるものとする。」としています。

自然エネルギーについての知識の習得や、その活用に努めるものと定めています。

(5) 連携の推進等、学習の推進及び普及啓発 (第7条～8条)

第7条では、「市は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。」としています。

市は、自然エネルギーの活用に関し、様々な団体等と連携を図り、相互の協力が図れるよう努めるものと定めています。

第8条では、「市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。」としています。

市は、自然エネルギー活用の必要性について、研修や講座の開催等必要な措置を講じ、市民及び事業者の理解を深めるものと定めています。

地域の自然エネルギーは、地域固有の資源であり、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用する事が必要であると考えます。

この条例では、基本理念、市、事業者、市民の役割を定めています。罰則規定等の条例

ではなく、理念の条例です。この条例の理念に基づき、地域の自然エネルギーが地域経済に資するよう、地域と共存しながら活用が進めばと考えます。

3. 条例をもとにしたこれまでの取組み

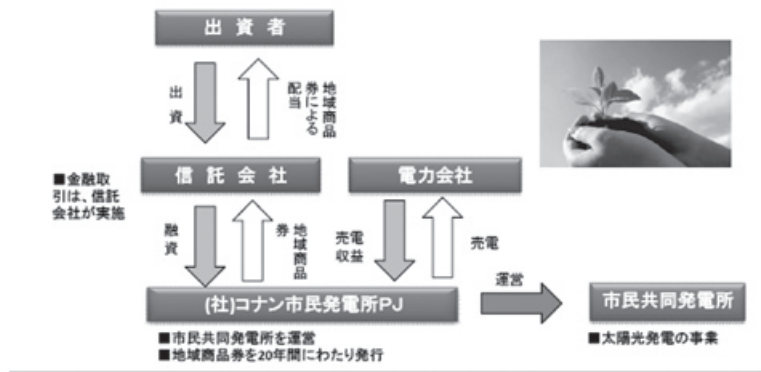
一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトが、湖南省地域自然エネルギー基本条例の理念に基づき、市民の共同出資により太陽光発電設備を備えた「コナン市民共同発電所」を設置いたします。

「コナン市民共同発電所」とは、地域の自然エネルギーから得られる売電益で「地域商品券」を発行し、域内循環させ地域を活性化しようとして取り組んでいるものです。

一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトがプロジェクトの事業主体となり、市民共同発電所の設置、運営、配当等の事業に取り組みます。

①コナン市民共同発電所 初号機について
平成24年10月25日には、コナン市民共同発電所 初号機の出資者募集を開始いたしました。次の図は、コナン市民共同発電所の運営計画と、初号機の設置についてのプレスリリース、ファンドの仕組みです。

コナン市民共同発電所の運営計画



一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトが、市民の皆さんの出資により太陽光発電設備を備えた「市民共同発電所」を設置します。平成24年7月より開始された、再生可能エネルギー固定価格買取制度により全量を電力会社へ売電し、得た売電益で「地域商品券」を発行し、20年間にわたり出資者に交付します。

配当を「地域商品券」で行うため、金融商品取引法や出資法に抵触しないように信託会

社の仕組みを取り入れていきます。

②コナン市民共同発電所 式号機について
再生可能エネルギー固定価格買取制度の施行に伴い、企業によるメガソーラー建設が進んでいます。湖南省内でもメガソーラー設置が計画されています。

メガソーラーを設置される市内の企業が、市と協議の中で市の地域自然エネルギー基本条例の理念をご理解いただき、「市民協働発電所 式号機」については企業と一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトが「協働」で設置するに至りました。市民・企業・行政の協働による市民共同発電所は全国でも初めての取り組みになります。

この取り組みが全国での新しいモデルになればと考えます。

4. 課題と今後の展望

湖南省地域自然エネルギー基本条例の理念に基づき、「地域商品券」で配当する市民共同発電所について2箇所の設置計画が出来ました。今後は、地域商品券が利用できるより多くの商店や、魅力的な商品の増加、特産品開発の充実が必要となってきます。

地域の自然エネルギーを活かし、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与するよう、市民、地域、NPO、企業、行政な

コナン市民共同発電所について 初号機の設置場所と規模が決まりました

■趣旨・目的

湖南省では地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める「緑の分権改革」事業に取り組んでおります。
緑の分権改革の3つのプロジェクトのうち、市民共同発電所プロジェクトでは、一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトが、市民出資型の市民共同発電所の設置に当たり、出資の募集を開始します。
出資配当は地域商品券で行う予定です。

■共同発電所設置場所

社会福祉法人 オープンスペースれがーとが運営する
障がい者支援施設「ハッパン」の屋根
住所: 滋賀県湖南省西峰町1番地1

○(社福)オープンスペースれがーと

平成 13 年に創設された新しい福祉法人で、障がい児・者の在宅支援事業・通所サービス・グループホーム事業を中心に、高齢者サービス事業・子育て支援事業など総合的な福祉サービスを提供している。

○障がい者支援施設「ハッパン」

法人の設立と同時に開所し、重度障がいのある人の生活支援や比較的程度の人の就労支援事業を行っている。また、職員と利用者がグループで近隣の工場やマンションのメンテナンス業務に携わっている。現在 47 名の方が通所され、日々グループに分かれて作業や生活支援を受けている。

■出資募集開始

平成 24 年 10 月中旬

■事業主体

一般社団法人 コナン市民共同発電所プロジェクト

自然エネルギーは地域のもの

コナン市民共同発電所

～初号機の出資者募集を開始します～

■趣旨・目的

自然エネルギーについて、地域で生み出されたその利益は、地域の支え合いに使うという「地域での循環」が大切となってまいります。

地域経済の循環に貢献できるような自然エネルギーの活用には一定のルールが必要であり、地域自然エネルギー基本条例を制定する運びとなりました。

湖南省地域自然エネルギー基本条例の理念に則り、『コナン市民共同発電所』を設置していきます。
市民共同発電所の設置に当たり、初号機の出資者募集を開始します。

■初号機設置場所

社会福祉法人 オープンスペースれがーとが運営する
障がい者支援施設「ハッパン」の屋根

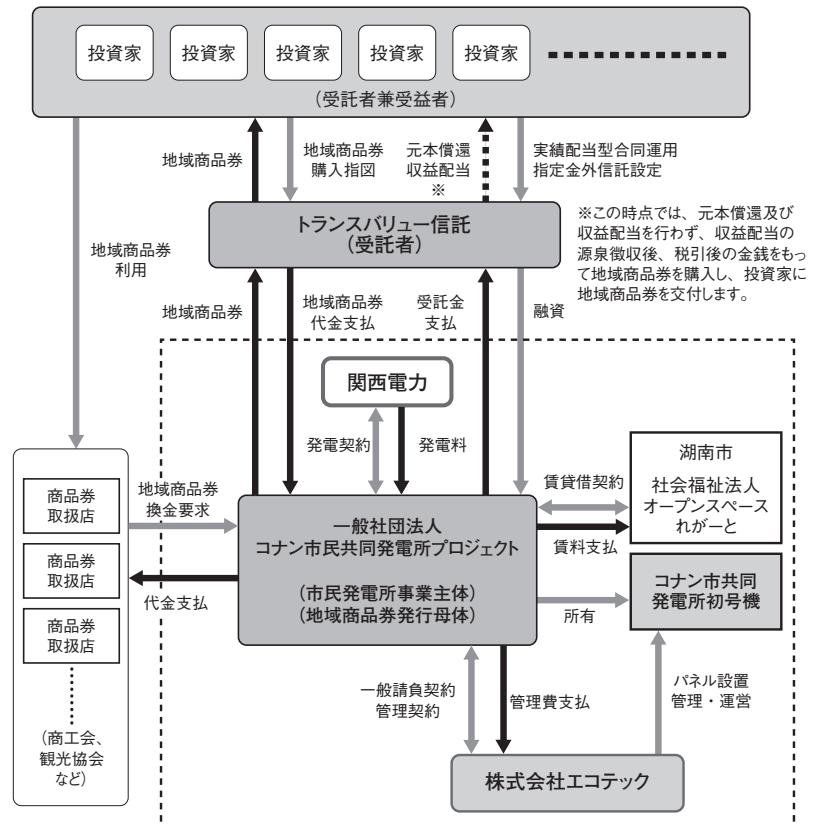
■内容

◆ファンドの概要について

受託者 トランスバリュー信託株式会社
募集期間 2012 年 10 月 25 日～2012 年 11 月 26 日
募集の総額 8,000,000 円(80 口)
信託期間 2012 年 12 月 3 日～2033 年 2 月末日
◆信託商品について詳しい内容お問い合わせ先

トランスバリュー信託株式会社 <http://tvt-f.jp>

「あるものいかし」の視点で、地域の魅力をみんなまで磨き、豊かさを実感できるオンラインのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。



湖南省地域自然エネルギー基本条例

前文

東日本大震災とこれに伴う世界に類をみない大きな原子力発電所事故は、わが国のまちづくりやエネルギー政策に大きな転換を余儀なくしました。これからのエネルギー政策について新たな方向性の確立と取り組みが求められています。

湖南省では、全国に先駆けて市民共同発電所が稼動するなど、市民が地域に存在する自然エネルギーを共同で利用する先進的な取り組みが展開されてきました。

自分の周りに存在する自然エネルギーに気づき、地域が主体となった自然エネルギーを活用した取り組みを継続的に進めていくことが大切です。

わたしたちは、先達を守り育ててきた環境や自然エネルギー資源を活かし、その活用に関する基本理念を明らかにするため、ここに湖南省地域自然エネルギー基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然エネルギー」

とは、次に掲げるものをいう。

(1) 太陽光を利用して得られる電気

(2) 太陽熱

(3) 太陽熱を利用して得られる電気

(4) 風力を利用して得られる電気

(5) 水力発電設備を利用して得られる電気

(出力が1,000キロワット以下であるものに限る。)

(6) バイオマス(新エネルギー利用等の促進

に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条第2号に規定するバイオ

オマスをいう。)を利用して得られる燃料、熱又は電気

(基本理念)

第3条 地域に存在する自然エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

(1) 市、事業者及び市民は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。

(2) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図るものとする。

(3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するよう活用するものとする。

(4) 地域に存在する自然エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するよう、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、自然エネルギーの活用を努めるものとする。

(連携の推進等)

第7条 市は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

(学習の推進及び普及啓発)

第8条 市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。